

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 川端 稔

IFRSをめぐる動向 第114回 保険契約に関する検討状況

(10頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（以下「IASB」とする）の月次の会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。本稿では、IASBにおけるIFRS第17号「保険契約」（以下「IFRS第17号」とする）に関する最近の検討状況として、2018年11月以降に開催されたIASB会議についての議論の概要を取り上げます。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておきます。

2. 背景

IASBは、2017年にIFRS第17号を公表し、20年にわたる検討を終了させました。IFRS第17号の公表に関連し、IASBは、ワーキンググループである移行リソース・グループを設置し、利害関係者から新基準の適用に関して提起された疑問点について、議論を行うための公的なフォーラムを提供しています。移行リソース・グループの目的は、IFRS第17号から生じる適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよびIASBへの情報提供を行うための公的な議論の促進にあります。IFRS第17号公表後、IASBは、その導入をサポートするため、利害関係者との様々な活動にも取り組んできました。こうした活動や、移行リソース・グループの議論をとおして、IASBスタッフは、IFRS第17号がIASBの意図しない方法で解釈される可能性がある、いくつかの事例を認識しました。2018年10月のIASB会議で、IASBスタッフは、IASBに対し、利害関係者から提起された25の懸念事項および適用上の課題のリストを提示しました。

番号	項目	内容
1	適用範囲	保険リスクを移転する貸付金およびその他の与信

2	集約の水準	保険契約の集約の水準
3	キャッシュ・フロー	契約の境界線外の更新に関する保険獲得キャッシュ・フロー
4	割引率	ロック・イン割引率の使用による契約上のサービス・マージンの調整
5	リスク調整	割引率およびリスク調整
6	リスク調整	企業集団におけるリスク調整
7	契約上のサービス・マージン	一般モデルのカバー単位
8	契約上のサービス・マージン	リスク軽減の例外の限定適用
9	保険料配分アプローチ	受取保険料
10	企業結合	契約の分類
11	企業結合	決済期間において取得した契約
12	保有再保険契約	基礎となる保険契約が不利である場合の当初認識
13	保有再保険契約	変動手数料アプローチの不適合性
14	保有再保険契約	未だ発行されていない基礎となる保険契約から生じる期待キャッシュ・フロー
15	表示	資産グループと負債グループの区分表示
16	表示	財政状態計算書における表示 未収保険料
17	表示	保険金融収益または費用に関するその他の包括利益に

		表示するオプション
18	直接連動有配当保険 契約	直接連動有配当保険契約の定義
19	期中財務諸表	会計上の見積りの取扱い
20	経過措置	IFRS 第 17 号の適用開始日
21	発効日	比較情報
22	IFRS 第 9 号	IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」とする） の一時的免除
23	経過措置	移行方法の選択性
24	経過措置	修正遡及アプローチのさらなる修正
25	経過措置	公正価値アプローチ 関連する金融資産に関するその 他の包括利益

3. 暫定的決定の概要について

IASB は、2018 年 11 月以降、IFRS 第 17 号の修正を提案する必要があるかどうかを含め、議論を継続しており、いくつかの項目の議論はまだ残されていますが、修正が必要な項目およびその内容についての暫定的な決定を行っています。2018 年 11 月から 2019 年 2 月までの IASB 会議において、以下の 9 つの項目について、修正案について暫定的な決定がされました。

番号	項目	IASB 会議	暫定的決定の概要	本号参 照番号
1	適用範囲	2019 年 2 月	重要な保険リスクを移転する貸付に関する IFRS 第 17 号の適用	4
3	キャッシ	2019	契約の境界線の外において将来の予想される	5

	ユ・フロー	年 1 月	更新に関連する保険獲得キャッシュ・フローの 要求事項の修正（および関連する修正）	
7	契約上の サービス・ マージン	2019 年 1 月	一般モデルにおける投資リターン・サービスを 含む契約の契約上のサービス・マージンの償却 （および関連する修正）	6
12	保有再保 険契約	2019 年 1 月	基礎となる不利な契約において認識された損 失が保有再保険契約により比例的にカバーさ れる場合における保有再保険契約の利得の認 識（および関連する修正）	7
13	保有再保 険契約	2019 年 1 月	直接連動有配当保険契約におけるリスク軽減 の例外の対象範囲についての保有再保険契約 への拡大	8
17	表示	2018 年 12 月	資産となるポートフォリオと負債となるポー トフォリオの分離表示	9
20	発効日	2018 年 11 月	IFRS 第 17 号の発効日を 2022 年 1 月 1 日以後 開始する事業年度まで 1 年間の延期	10 (1)
22	IFRS 第 9 号	2018 年 11 月	IFRS 第 9 号の一時的免除の期限満了日の修正 （適用を 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年 度から IFRS 第 9 号を適用まで延期）	10 (2)
24	経過措置	2019 年 2 月	修正遡及アプローチおよび公正価値アプロー チにおいて移行前に取得した発生保険金の分 類	11

以下、暫定的に決定された修正案について概要を説明します。

4. 重要な保険リスクを移転する貸付に関する IFRS 第 17 号の適用

IASB は、契約における唯一の保険リスクが契約によって創出された義務の一部または全部の支払である契約に対して、IFRS 第 17 号ではなく、IFRS 第 9 号を契約全体に適用する選択を導入するために、IFRS 第 17 号の修正案に同意しました。

IASB は、この修正は、銀行が発行する商品を含む、貸付金またはその他の義務に組み込まれた保険カバーが存在する、様々な商品に関する利害関係者の懸念に対応すると考えています。例えば、死亡による支払い免除を伴う住宅ローン、エクイティ・リリースやリバース・モーゲージ、収入条件付きの学生ローン契約などが対象となる貸付であると考えられます。

IASB スタッフは、この議論および修正は、スタッフ・ペーパーに記載されている契約以外を対象としていない点を強調しました。したがって、特定のクレジット・カード契約に組み込まれている保険カバーについては、別途検討されており、将来の IASB 会議において議論される予定です。

当初、IASB スタッフは、IFRS 第 9 号の適用を、契約単位において選択する取扱いを企業に要求する提案をしていました。しかし、審議において、IASB メンバーは、IFRS 第 17 号におけるポートフォリオの定義の適用により、ポートフォリオ・レベルでの選択を行うべきであると提案しました。最終的に、企業の決定は、会計方針の選択としてではなく、選択されるべきである点が明確化されました。会計方針の選択は、連結グループ・レベルの一貫した適用が必要になりますが、企業の選択は、連結グループ・レベルにおいて統一する必要はなく、企業内の異なる事業レベルにおいて異なる選択が許容されます。

1 名の IASB メンバーは、IFRS 第 9 号を適用する選択が行われた場合、その金融商品は、純損益を通じた公正価値測定が要求されるべきであると提案しました。しかし、企業がそのような契約について IFRS 第 9 号に基づく会計処理を選択した場合、SPPI テスト、すなわち、金融商品の支払が元本と利息のみであるか判定するテスト、が存在するため、要求事項の追加には消極的であるとの見解が述べられました。すなわち、金融商品が SPPI テストを充足しないと判定された場合に、純損益を通じた公正価値測定が必要となります。

数名の IASB のメンバーは、IFRS 第 9 号を適用する選択が行われた場合、追加的な開示を要求すべきであると提案しましたが、1 名の IASB のメンバーは、IFRS 第 9 号に関連する開示規定は十分であり、複雑な金融商品に関する開示に適切に対応していると指摘しました。さらに、IASB スタッフは、IFRS 第 17 号のすべての修正の結果として生じる追加的な開示の必要性については、将来の IASB 会議において対処する項目になると述べました。

5. 契約の境界線の外において将来の予想される更新に関連する保険獲得キャッシュ・フローの要求事項の修正（および関連する修正）

IASB は、新たに発行された契約に直接起因する保険獲得キャッシュ・フローの一部について、予想される契約の更新に対する配分を要求する IFRS 第 17 号の修正に合意しました。この結果、予想される契約の更新に配分された金額は、更新契約が認識されるまで、減損テストの対象となる別個の資産として計上されます。また、減損テストは、関連する契約グループの予想される履行キャッシュ・フローに基づいて行われます。この決定は、現行の IFRS 第 17 号からの重要な変更であると考えられます。

移行リソース・グループは、2018 年 2 月の会議において、新たに発行された契約に直接起因し、（契約が解約された場合に保険代理店等から）払い戻し不能な保険獲得キャッシュ・フローについて、予想される契約の更新に対する配分はできないとの見解を述べました。この見解に対して、利害関係者は、特定の状況において、この契約の経済的実態には、契約が更新されるという予想が含まれているため、企業は、多額の前払手数料を支払う意図があるという懸念を表明しました。契約の経済的実態としては収益性があるにもかかわらず、このような獲得費用は、最初に発行された保険契約グループにのみ起因するという取扱いが要求された場合、保険契約グループの当初認識において不利な契約グループとなる可能性があります。

同様に、利害関係者は、このような保険獲得キャッシュ・フローが、最初に発行された契約グループにのみ起因するという取扱いは、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」とする）における、予想される更新について考慮される取扱いを許容する要求事項とは矛盾するのではないかとする、彼らの見解を示しました。

また、IFRS 第 17 号においては、IFRS 第 15 号における契約レベルにおける増分コストよりも幅広いコストが保険獲得キャッシュ・フローに含まれていますが、IASB は、保険獲得キャッシュ・フローの定義は、修正されるべきではないとの見解を述べました。IASB は、現行の IFRS 第 17 号では、履行キャッシュ・フローの構成要素のいくつかは、すでに、契約グループへの配分の対象となっていると述べ、どのように保険獲得キャッシュ・フローの配分が行われるべきかについては規定しないと決定しました。

議論の中で、1 名の IASB のメンバーは、認識された資産に対して減損テストが行われる場合、資産計上された獲得キャッシュ・フローの減損の評価については、更新が予想される履行キャッシュ・フローを用いて行われるべきであるとの見解を述べました。新たに獲得が予想される契約や企業またはポートフォリオ全体の収益性を減損の評価に用いるべきではない点が強調されました。

別の問題として、更新手数料に関する IASB メンバーからの質問に答える際、IASB スタッフは、一部の更新手数料は、保険獲得キャッシュ・フローの定義を充足しているが、その他の更新手数料は定義を充足せず、維持費として取り扱われると指摘しました。

6. 一般モデルにおける投資リターン・サービスを含む契約の契約上のサービス・マージンの償却（および関連する修正）

IASB は、一般モデルにおいて、契約上のサービス・マージンは、保険カバーと「投資リターン・サービス」の両方を考慮して決定されるカバー単位に基づいて配分されるように修正する提案に同意しました。

「投資リターン・サービス」は、投資要素が含まれる場合にのみ存在するとされています。しかし、IASB スタッフは、投資要素の存在が自動的に投資リターン・サービスの存在を意味するわけではないとも指摘しました。また、「投資リターン・サービス」は、変動手数料アプローチの対象となる有配当契約において提供される資産管理サービスとは異なると説明されています。企業は、変動手数料アプローチにより測定されない契約では、保険契約者のための資産の管理は行っていない、すなわち、資産管理サービスを提供していない、とされるためです。その代わりに、企業は、保険契約者に対し、投資額、流動性、複雑性、もしくは専門性による、本来であれば達成できないであろう投資リターンを得る機会である「投資リターン・サービス」の提供がもたらされます。

IASB は、2018 年 5 月の移行リソース・グループ会議およびその他の様々なアウトリーチの結果、変動手数料アプローチの要件を満たさない契約の中にも投資関連サービスやその他のサービスを提供する保険契約が存在するという利害関係者のフィードバックに基づき、上記の変更を提案しました。IASB メンバーは、投資リターン・サービスは、提供されるサービスの期間にわたって契約上のサービス・マージンを配分するために使用されるカバー単位に反映されるべきであると合意しました。

この修正案において、企業は、投資リターン・サービスが存在するかどうかについて判断し、首尾一貫した適用が求められます。この判断の目的や要件は、IFRS 第 17 号に含まれていません。投資リターン・サービスは、企業が保険契約者に対して、契約に基づくすべての投資関連の支払いを行った時点で終了するとされています。この修正案において、保険カバーおよび投資リターン・サービスによって提供される給付の相対的な重み付けと、それらのサービスの提供パターンの評価方法等について、修正後の IFRS 第 17 号において明文化されない取扱いが提案されています。その代わりに、経営者によって規則的かつ合理的な基準により決定されると提案されました。

さらに、投資による収益および費用を除く、投資リターン・サービスの履行に関連するキャッシュ・フローは、保険契約の測定に含まれます。また、さらに企業は、保険料配分アプローチの適格性の決定においても、保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮すべきであると提案されています。

投資リターン・サービスの存在、保険カバーおよび投資リターン・サービスのウエイト付け、およびサービスの提供パターンの決定にあたっては、重要な判断が必要であり、すべてを首尾一貫して適用する必要があります。IASB メンバーは、この修正は、追加的な開示を必要とするかもしれないと示唆しましたが、開示の必要性についてはスタッフによって今後検討されます。

7. 基礎となる不利な契約において認識された損失が保有再保険契約により比例的にカバーされる場合における保有再保険契約の利得の認識（および関連する修正）

IASB は、基礎となる保険契約に係る損失を認識する際に、対応する保有再保険契約に係る利益を純損益において認識する、現在の例外の範囲の拡大に合意しました。企業は、契約開始時に、基礎となる保険契約の損失を認識した場合、再保険契約の利益の認識が禁止されていたため、会計上のミスマッチの創出に対する懸念が表明されていました。この修正は、そうした懸念への対応であるとされています。現行の IFRS 第 17 号の検討時には、当初認識時には再保険契約に係るサービスがまだ提供されていないため、購入した再保険契約について利益は決して認識されるべきではないと結論づけられていました。

現行の IFRS 第 17 号では、保有再保険契約の利益は、契約の発行後における履行キャッシュ・フローの変動が契約上のサービス・マージンを修正しない範囲内でのみ認識適用されます。また、利益の認識は、比例再保険契約および非比例再保険契約を含むすべての種類の保有再保険契約に適用されます。この修正案では、企業が基礎となる契約の損失を認識した場合に再保険契約の利益を認識するという要求事項が、契約開始時にも適用されるよう拡大されます。しかし、その範囲は、「各契約の損失を比例的にカバーする」再保険契約に限定されます。IASB は、IASB のスタッフに対し、基礎となる契約が開始された日以前に再保険契約が開始された場合にのみ利益の認識が適用され、元受契約の損失を打消す会計上のマッチングが生じる取扱いを公開草案において明確にし、強調するよう要請しました。修正案は、保険料配分アプローチにより会計処理される契約にも適用されます。

スタッフは、スタッフ・ペーパーの公表後、対象範囲の拡大が比例再保険契約にのみ適用される対応への懸念を表明する利害関係者が接触してきたと述べました。IASB は、比例的な再保険契約について、契約開始時において再保険契約と基礎となる保険契約との直接的な結びつき、すなわち発生した保険金の一定割合が払い戻される関係を考慮し、提案の範

困を限定するというスタッフの説明に同意しました。複数の IASB メンバーは、修正を比例再保険契約に制限する根拠に同意したが、「比例」という用語は、IFRS 第 17 号における用語の定義に含めるか、あるいは結論の根拠においてより多くの説明がされるべきであるとの見解を述べました。

8. 直接連動有配当保険契約におけるリスク軽減の例外の対象範囲についての保有再保険契約への拡大

IASB は、直接連動有配当保険契約のリスク軽減の例外の範囲を拡大し、企業が、これらの契約の金融リスクを軽減するために再保険を使用する場合にも、リスク軽減の例外を適用するという IFRS 第 17 号の修正に合意しました。この例外を適用するためには、再保険契約が現行の IFRS 第 17 号に示されている要件を満たす必要があります。

現行の IFRS 第 17 号は、企業が保険契約から生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブを使用する場合の例外を定めています。すなわち、企業が有配当契約に対して変動手数料アプローチを適用する際に、一定の要件を満たす場合には、金融リスクの変動について、契約上のサービス・マージンを調整するのではなく、純損益において認識する取扱いが許容されています。この例外は、生じうる会計上のミスマッチの回避を可能にするために設けられました。例えば、最低リターン保証などの有配当契約に内在する金融リスクをヘッジするという企業の意思決定についての経済的影響をよりよく反映する結果となります。

スタッフ・ペーパーでは、保有再保険契約の中には、デリバティブと同じように金融リスクを軽減するように機能する再保険契約の存在が言及されていました。そして、金融リスクの軽減のために再保険契約を購入する場合には、デリバティブと同じ会計上の選択が適用されるべきであると指摘されていました。

9. 資産となるポートフォリオと負債となるポートフォリオの分離表示

IASB は、企業が、資産残高となっている保険契約、負債残高となっている保険契約、資産残高となっている保有再保険契約および負債残高となっている保有再保険契約について、グループではなくポートフォリオを単位として集計した金額を帳簿価額として、それぞれの残高額を財政状態計算書に独立して表示するように、IFRS 第 17 号を修正するべきであるとの提案に同意しました。保険契約のポートフォリオは、IFRS 第 17 号において、類似したリスクに晒され、一括して管理されている保険契約として定義されています。

修正が提案されているのは、財政状態計算書における表示だけであると強調されています。企業は、依然として、保険契約グループによる認識および測定については、保険契約

グループとする取扱いが求められています。さらに、この表示に関する修正は、現在、稼働している保険料および保険金システムと保険契約資産および負債の測定システムとの間の連繋が欠如しているため、システム間のインターフェイスの導入には多額のコスト負担が生じるという懸念事項への対応と考えられています。

IASB は、ポートフォリオ・レベルではなく、グループ・レベルにおける表示の要求事項の導入によって生じるコストは、便益を上回るであろうと考えています。加えて、IASB は、アウトリーチ活動において、IFRS 第 17 号により導入される純損益が変更はなく表示されるのであれば、財政状態計算書における表示に対するアナリストや投資家の関心は低いことを示唆する結果であったと理解しています。

10. IFRS 第 17 号の発効日の 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度まで 1 年間の延期、および IFRS 第 9 号の一時的免除の期限満了日の修正（2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から IFRS 第 9 号を適用）

(1) IFRS 第 17 号の発効日の 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度まで 1 年間の延期

IASB は、IFRS 第 17 号について 2022 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度からの適用を企業に要求するよう、IFRS 第 17 号の発効日を修正するプロセスの開始に合意しました。

IASB は、現行の IFRS 第 17 号の発効日を最終基準の公表日からおよそ 3 年半後に設定するにあたり、通常の基準よりもかなり長い導入期間を認めていました。IFRS 第 17 号は、保険契約の会計処理の抜本的な変更であるため、このような長い導入期間が必要とされてきました。IASB は、2018 年 10 月の会合で示された懸念と適用上の課題を考慮し、潜在的な修正は、単に IFRS 第 17 号の要求事項を明確化するだけには留まらないと指摘しました。公開草案を公表し、適切なコメント期間を提供し、その対応を検討するというデュー・プロセスの要件を考慮すると、最終化までに少なくとも 1 年はかかる可能性があります。したがって、IASB は、現行第 17 号の発効日をさらに 1 年遅らせる提案に合意しました。

一部の関係者は、より長い複数年の延期を要求していたものの、IASB は、導入を最も進めている企業への混乱を最小限に抑えるために、1 年の延期に留める決定をしたとの見解を述べました。IASB は、財務諸表の利用者は、IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号がより適切な情報を提供する基準であり、著しい遅延なく適用されるべきと考えていると強調しました。

(2) IFRS 第 9 号の一時的免除の期限満了日の修正

IFRS 第4号「保険契約」では、支配的活動が保険に関連する企業に対して、2021年までIFRS 第9号の適用を繰り延べる取扱いが認められています。また、保険契約の発行者は、IFRS 第17号の適用前にIFRS 第9号を適用した場合に生じる変動について、純損益ではなくその他の包括利益で認識する取扱いも認められています（上書きアプローチ）。ただし、後者の方法は、よりコストが生じる方法であるとする利害関係者もいます。

IFRS 第17号は、IFRS 第4号に置き換わる基準であり、IFRS 第4号におけるIFRS 第9号の一時的免除は、保険会社がIFRS 第17号を適用する場合には存在しなくなります。IASBは、2016年に、IFRS 第17号が2021年1月1日以後に開始する事業年度から適用されるかどうかにかかわらず、すべての保険会社が同日以後に開始する事業年度からIFRS 第9号の適用を求める取扱いを決定していました。

しかし、2018年11月のIASB会議において、IASBメンバーの過半数は、IFRS 第4号におけるIFRS 第9号の一時的免除の期限満了日を修正して2022年1月1日以後に開始する事業年度にIFRS 第9号の適用を要求する決定をしました。これは、IASBが、IFRS 第17号における会計処理とIFRS 第9号における会計処理とを整合的に適用させる取扱いを引き続き支持していることを示しています。

IASBは、この暫定的決定に関する主な理由として、(1)で改訂される予定のIFRS 第17号の発効日より前の2021年1月1日にIFRS 第9号を適用した場合に生じるであろう mismatches および変動を回避するためであると述べました。IASBは、保険会社がより高い利回りを求めるため、保有する資産の質が低下する可能性があるとして指摘しました。したがって、IFRS 第9号の減損モデルで提供される予想信用損失の情報は重要であると考えられています。現在、IFRS 第9号の一時的免除により保険会社の財務報告には含まれていません。

11. 修正遡及アプローチおよび公正価値アプローチにおいて移行前に取得した発生保険金の分類

IASBは、修正遡及アプローチに修正を加え、企業結合において保険契約が取得される前に発生した保険金の決済に関連する負債を「発生保険金に係る負債」に分類する取扱いを企業に要求する提案に同意しました。ただし、この修正は、遡及アプローチを適用するための合理的かつ裏付け可能な情報を有していない場合にのみ認められます。また、IASBは、公正価値アプローチが適用される場合、このような負債を発生保険金に係る負債として分類する選択を許容する基準の修正案にも合意しました。

IFRS 第 17 号では、企業結合等において保険契約を取得した場合には、その時点で、新規に保険契約を発行したとみなす取扱いが要求されます。つまり、保険契約が取得された時点では、残存カバーに係わる負債としての取扱いが想定されています。この IASB の決定は、ポートフォリオ移転や一部の企業結合において、取得された保険契約は企業が発行した保険契約と同じシステムで管理されており、取得された契約から生じる保険金と発行した契約から生じる保険金との区別が実務上不可能であると指摘した利害関係者への対応とされています。

12. 今後の検討について

IASB は、残りの適用上の課題および懸念である、集約の水準、リスク軽減の例外のさらなる分析、および保険要素が組み込まれたクレジット・カードに関する適用範囲についての議論について、今後の IASB 会議において継続すると説明をしました。さらに、IASB スタッフは、すべての暫定的に合意された提案の要約を提出し、2018 年 10 月の IASB 会議において合意された評価規準に対する修正のパッケージ全体の評価、および修正案の結果としての開示に関する修正の必要性の検討を提案する予定です。

2019 年 3 月に開催される IASB 会議のアジェンダ・ペーパーは、これらの適用上の課題についての残りの論点と修正案の結果としての開示に関する修正の必要性の検討についての項目を含んでいます。